

東京都子供・若者支援協議会設置要綱

	平成26年	2月4日	25青総青第1072号
	平成29年	11月2日	29青総青第639号
改正	令和元年	9月19日	31都安総若第245号
改正	令和3年	12月21日	3都安総若第348号
改正	令和4年	3月16日	3都安総総第543号
改正	令和4年	11月1日	4生安若第415号
改正	令和5年	7月1日	5生安若第238号
改正	令和6年	4月1日	6生安若第32号
改正	令和7年	4月1日	7安総若第13号

(目的)

第1 子供・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）

第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、第1の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 子供・若者の支援に係り、協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）相互の情報交換及び連絡調整に関すること
- (2) 子供・若者の支援に係る構成機関の相互連携・協力に関すること
- (3) 子供・若者の支援に係る調査研究、支援にあたる人材の育成及び広報啓発に関すること
- (4) 区市町村が行う子供・若者の支援に対する支援・協力に関すること
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する構成機関の代表者がその職務を代行する。
- 5 会長は、必要があると認められるときは、構成員の追加等を行うことができる。また、有識者等を招聘して、意見を聴くことができる。
- 6 別表のうち、構成機関が推薦する委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(実務者会議)

第4 協議会に実務者会議を置く。

2 実務者会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(若者部会)

第5 協議会に若者部会を置く。

2 若者部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の開催)

第6 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認める場合は、別表に掲げる構成機関以外の者を出席させ、協力を求めることができる。

(調整機関)

第7 法第21条第1項に規定する知事が指定する子供・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部とする。

2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。

(1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること

(2) その他協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

(秘密保持義務)

第8 第3、第4 2及び第5 2の規定により会議に出席した者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。